

ちょう かく しょう がい かつ
聴覚に障害のある方が

ふ つう じ どう しゃ うん てん めん きょ
普通自動車の運転免許を
しゅ とく
取得できることになりました!



ちょうかくしょうがいしゃひょうしき
聴覚障害者標識

「ワイドミラー」と
ちょう かく しょう がい しゃ ひょう しき
「聴覚障害者標識」で
あん ぜん うん てん
安全運転をしましょう



(社)全日本指定自動車教習所協会連合会・警察庁

聴覚に障害のある方（10メートル離れた所で90デシベルの警音器の音が聞こえない）が普通自動車を運転する場合には、次の条件などを守りましょう。



「ワイドミラー」を付けること

後ろの自動車などを確かめることができるワイドミラーを付ける必要があります。これを使って、後ろの交通の様子を確かめましょう。

- ワイドミラーを付けないと、進路を変えようとするときに、見えない部分（死角）に入った後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれがあります。
- ワイドミラーを付けないと、後ろから近づいてくる緊急自動車に気づくのが遅れるおそれがあります。

専ら人を運ぶためのつくりをした普通自動車だけ

運転できる普通自動車の種類は、専ら人を運ぶためのつくりをした普通自動車だけです。

- 貨物を運ぶためのつくりをした普通自動車では、後ろの交通の様子を確かめられないおそれがあります。



「聴覚障害者標識」を付けること

聴覚障害者は、周りの交通の様子を、すべて目で見てとらえています。

周りの運転者に、警音器の音が聞こえないことを知らせ、注意してもらする必要があります。

幅寄せなどに対して危険に気づくのが遅れるおそれがあり、これを助ける必要があります。

聴覚障害者が運転するときの聴覚障害者標識の表示の義務付け

聴覚障害者標識を付けた車に対する幅寄せ・割込みの禁止

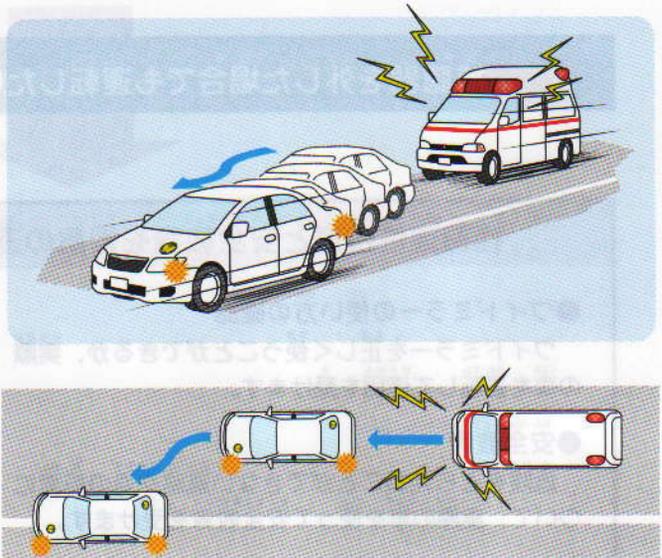


ワイドミラーを正しく使うことが必要な場面

緊急自動車が後ろから近づいてくる場合

後ろから緊急自動車がサイレンを鳴らして近づいてきても、サイレンの音が聞こえないため、緊急自動車の進行のじゃまをしてしまうおそれがあります。

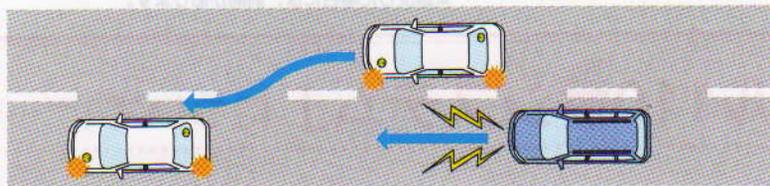
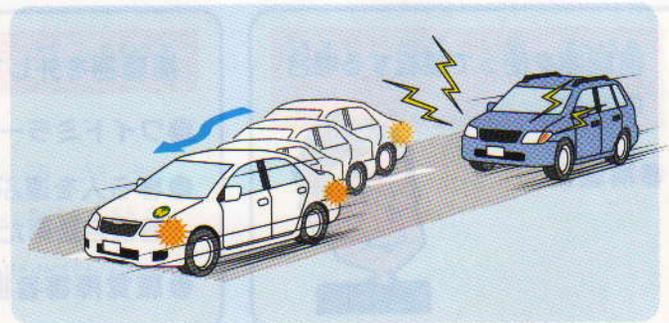
ワイドミラーを使って、後ろの交通の様子を確かめ、緊急自動車が近づいてくるのに早く気づくようにしましょう。気づいたときは、交差点の近くでは、交差点から離れて道路の左側に寄って一度止まり、そのほかのところでは、道路の左側（一方通行の道路で左側に寄ると、かえって緊急自動車のじゃまになるときは、右側）に寄って緊急自動車に道を譲りましょう。



進路を変えようとするときに後ろから車が近づいている場合

進路を変えようとするときに、後ろの車が危険を感じて警音器を鳴らしても、警音器の音が聞こえないため、そのまま進路を変えようとし続けてしまうおそれがあります。

このため、ワイドミラーを使い、後ろや斜め後ろの交通の様子をよく確かめ、余裕をもって進路を変えるようにしましょう。



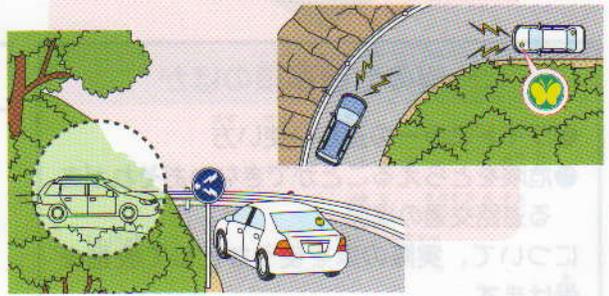
※ここに掲げた場面以外で、不安を感じたり、危険と感じる場面がありましたら、警察の運転免許試験場等や教習所に相談してください。

危険をとらえることができないおそれがある場面

「警笛鳴らせ」の標識がある、山地部の道路や見通しが悪い交差点、 曲がり角などを走る場合

「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときや、「警笛区間」の標識がある場所で、見通しが悪い交差点、曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、向かってくる車にあなたの車がいることを気づかせるため、必ず警音器を鳴らしましょう。

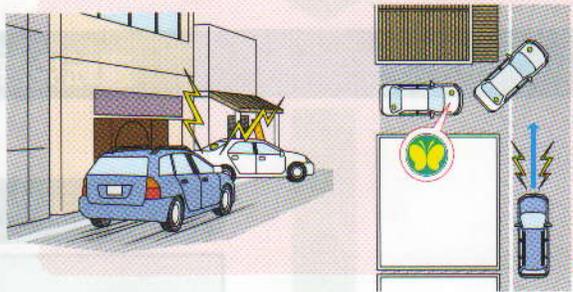
また、「警笛鳴らせ」の標識などがある場所では、向かってくる車に注意するとともに、すぐに止まることができるスピードで運転しましょう。



狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとする場合

狭い道路から前進かバックで広い道路に出ようとしているときに、広い道路を走っている自動車などが警音器を鳴らしても気づかず、前進かバックを続けてしまうおそれがあります。

このため、狭い道路から前進かバックをするときは、近づいてくる自動車などに注意しながら、あなたの車がいることに気づいてもらえるように、少しずつ前進かバックをしましょう。

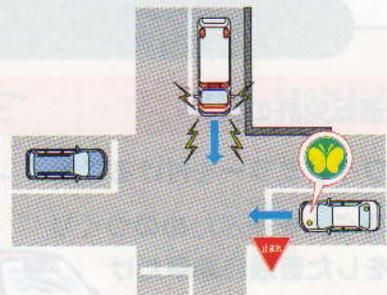
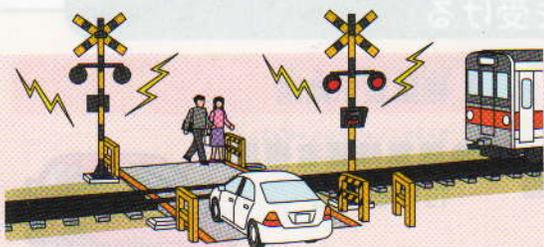


踏切を通り過ぎようとする場合や、見通しが悪い交差点を 緊急自動車が通り過ぎようとしている場合

電車（列車）が近づいてくる音や警報機の音が聞こえないため、遮断機の点滅に注意しましょう。

踏切では、すぐ手前で一度止まり、遮断機が降りていなくても、左右の安全を確かめましょう。

緊急自動車のサイレンの音が聞こえないため、歩行者やほかの車両などの周りの交通に注意して、緊急自動車が近づいてきているときには、よけるようにしましょう。



※このほかにも、危険をしらせる警音器の音が聞こえないため、周囲の交通状況に注意しましょう。

指定自動車教習所に通う場合

運転免許試験場等で技能試験を受ける場合

一般の教習事項のほか

- ワイドミラーの正しい使い方
- 危険をとらえることができないおそれがある道路交通の場面について、実際の車を使うなどして教習を受けます。

※指定自動車教習所の卒業生は、技能試験が免除されます。

届出自動車教習所

運転免許試験

取得時講習

一般の講習のほか

- ワイドミラーの正しい使い方
- 危険をとらえることができないおそれがある道路交通の場面について、実際の車を使うなどして講習を受けます。

※指定自動車教習所の卒業生又は届出自動車教習所の特別の課程を受けた人は、取得時講習を受ける必要はありません。

運転免許を受ける

運転免許の条件

- ワイドミラーを付けること
- 専ら人を運ぶためのつくりをした普通自動車だけ



標識表示義務

- 聴覚障害者標識を付けること



※違反した場合には、罰則があります。

今、補聴器条件の運転免許を持っている人が、 ワイドミラー条件による運転を希望した場合



運転免許に「補聴器条件」が付いている人

補聴器を外した場合でも運転したいとの申出を警察にする

臨時適性検査と安全教育を警察の運転免許試験場等で受ける

●ワイドミラーの使い方の確認

ワイドミラーを正しく使うことができるか、実際の車を運転して確認を受けます。

●安全教育

危険をとらえることができない道路交通の場面に
ついて、実際の車を使って安全教育を受けます。



次の条件で運転ができる

補聴器を使って運転する場合
の条件

●補聴器



補聴器を外して運転する場合の条件

- ワイドミラーを付けること
- 専ら人を運ぶためのつくりをした普通自動車だけ
- 聴覚障害者標識を付けること



※違反した場合には、罰則があります。

「メール110番システム」について

全国都道府県警察では、交通事故が起きたときなどに、携帯電話やパソコンなどのメール機能を使った110番通報のしかたとして、「メール110番システム」の運用を行っています。

詳しくは、都道府県警察にお問合せください。

